

# 東中いじめ防止基本方針（令和5年4月改訂）

富岡市立東中学校

## 1 学校教育目標

### <基本目標>

自ら学び自ら考え、共に支え合い高め合える、心豊かでたくましい生徒の育成

### <具体目標>

校訓「立志大成」－徹底をいとわず、夢の実現をめざし、未来に羽ばたく東中生－

〔徳〕やさしく助け合う生徒（豊かな人間性）

①相手の立場に立って考え、行動する（協力する）

②相手のよさや違いを認め、いじめを絶対にしない（許さない）

〔知〕自ら考え学ぶ生徒（確かな学力）

③自ら課題を見つけ、めあてをもて粘り強く追究する

④考えを共有し、よりよい考えを創り出し、表現する

〔体〕たくましく健康な生徒（健やかな体）

⑤心身共に健康で、何事にも強い意志をもって取り組む

⑥清掃活動や美化活動などに心を込めて取り組む

〔夢〕夢の実現に励む生徒

⑦将来の夢をもち、夢の実現に向け粘り強く勉強や運動に励む

⑧目標をしっかりと立て、活動に取り組む

<学校生活の三本柱（行動指針）>生徒にできてほしい当たり前のこと

○あいさつ      ○5分前行動      ○環境美化

## 2 いじめ防止対策に関する基本理念

○いじめ防止対策推進法について全職員が理解をし、いじめの認知について共通理解を図る。

○全職員が「いじめは絶対許さない」「いじめはいじめる側が悪い」という認識に立つ。

○学校は全生徒の心身の安全を守る。

○全職員は自身の人権感覚を高めようと努力する。

○授業の中で、生徒が自分で考え、自分の言葉で表現できる力を育てる。

○職員は、日頃から保護者や地域との信頼関係づくりに努め、保護者からの意見や要望には丁寧に対応する。

## 3 いじめ防止のための組織

東中いじめ防止対策委員会：生徒指導委員会

構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談主任、各学年主任、  
養護教諭、スクールカウンセラー、SSW

## 4 いじめ未然防止の取組

### (1) 毎月「学校生活アンケート」の実施

各学級や学年の結果を全職員で共有するとともに、問題点への迅速な対応をする。いじめが発見された場合は、速やかにいじめ防止対策委員会を開き、情報共有と解決に向けての方策を検討し、実行する。

(2) 毎週生徒指導委員会（生徒指導部会・教育相談部会）の開催

隔週で生徒の問題行動的な情報を共有し、改善のための手立てを検討する生徒指導部会と、不登校生徒や不登校傾向の生徒の情報を共有し、専門的な意見を踏まえた改善策を検討していく教育相談部会を開催する。

(3) 生徒会によるいじめ防止に向けた取組

生徒会集会で、全校生徒に対して、「いじめ防止フォーラム」で話し合った事項について共有し、本校でできる取り組みについて考えていく。

(4) 各学級におけるいじめ防止月間での取組

管理職の講話や生徒会でのアピール、問題提起を受けて、学活の時間で話し合う機会をもつ。また、いじめや人権に関わる教材を活用し、道徳や学活の時間でじっくり考えさせる場面を設定し、人権意識の向上と心を育てていく。

(5) ピアサポートへの取組

生徒会保健委員会の活動の中でサポーターを募り、トレーニングを経て支え合い活動を進めていく。生徒が互いに支え合う活動が日常化することで、個を支援し、集団を支え合うことができる仲間づくり、学校づくりにつながり、いじめの未然防止につながることが期待できる。

(6) 管理職による集会指導

特にいじめ防止強調月間及び東中人権週間（5月、12月）の学校朝礼で、勇気、協力、思いやりについて講話する。その他、必要に応じて、機を逃さず、人権に関わる講話をする。各担任は、その講話を受けて、各学級で具体的な指導を行う。

5 早期発見の取組

○「学校生活アンケート」の実施

毎月末に全学級で実施。回収後、担任が内容を確認し、いじめが疑われる場合は、臨時生徒指導部会で情報提供する。緊急を要する場合は、該当生徒に事情を聞き、生徒指導部会で対応を協議する。

○定例の生徒指導委員会の開催

毎週生徒指導委員会を開催する。生徒指導部会（問題行動対象）と教育相談部会（不登校傾向生徒関連）を隔週で行い、各学年や保健室、相談室からの情報を共有し、必要に応じて対応を協議する。

○担任による生活ノートからの情報収集

毎日担任が学級の全生徒が書く生活ノートをチェックする。いじめが疑われる場合はすぐに学年主任と生徒指導主事、管理職に伝え、臨時生徒指導部会を開催し、対応を協議する。

6 早期解消の取組

○迅速・丁寧な対応

いじめに関する訴えがあった場合、速やかに本人や保護者から状況を丁寧に聞き取り、生徒指導部会やいじめ防止対策委員会で情報共有及び対応を検討する。具体的な対応は、職員一人ではなく組織で対応し、保護者への連絡や報告については、途中経過も含めて適宜行っていく。

○保護者への速やかな対応

保護者の要望や願いを素直に聞き入れ、生徒の安全な生活を願う気持ちは学校も保護者も同じであることを再確認し、問題の解決に向けて全力で取り組む姿勢を示す。

## 7 保護者・地域との連携

### ○各種 P T A 行事、学校家庭地域連携推進会議での情報交換

毎月開催している P T A 運営委員会を始め、各種 P T A 関係の行事で、P T A 本部役員や保護者に学校や生徒の現状について伝えるとともに、保護者からの生徒についての情報収集に努める。また、年 2 回開催している学校家庭地域連携推進会議でも学校からの情報提供、地域からの情報収集に努める。

### ○公民館単位の地域の会議での情報提供・情報収集

校長が出席する各公民館単位の地域推進会議等で、情報提供・情報収集に努め、全職員で地域の行事に積極的に参加する。

## 8 重大事態への対応

### ○重大事態の調査（生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合、調査を実施する）

- ・調査主体：学校又は富岡市
- ・調査組織：専門的知識を有する第三者が参加した東中いじめ防止対策委員会又は市の附属機関。
- ・調査の実施：いじめられた生徒や情報提供した生徒からの事情聴取。当該生徒の安全を最優先に配慮する。または、当該生徒の保護者の要望や意見を十分に聴取。

### ○調査結果の提供・報告

- ・いじめられた生徒及び保護者に対して、事実関係やその他の必要な情報を適切に提供する。
- ・全校生徒等へのアンケート調査の場合、いじめられた生徒や保護者に結果を提供することを事前に伝えておく。
- ・保護者の希望により、いじめられた生徒や保護者の所見を報告書に添える。

## 9 いじめ防止年間計画

別紙